

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第53号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第3（第2条関係）				別表第3（第2条関係）			
保健福祉事務関係手数料				保健福祉事務関係手数料			
事務	名称	金額	指定試験機関等	事務	名称	金額	指定試験機関等
1 [略]	[略]			1 [略]	[略]		
				1の2 <u>保健師助産師 看護師法第15条の2 第2項に規定する准 看護師再教育研修（ 知事が行うものに限 る。以下この項にお いて同じ。）の実施</u>	<u>准看護師再教育 研修手数料</u>	(1) <u>保健師助産 師看護師法第14 条第2項第1号 に掲げる処分を 受けた者に対す る准看護師再教 育研修</u> 45,000円 (2) <u>保健師助産 師看護師法第14 条第2項第2号 に掲げる処分を 受けた者又は同 条第3項の規定 に基づき准看護</u>	

						師に係る再免許を受けようとする者に対する准看護師再教育研修	83,000円		
				1の3 保健師助産師看護師法第15条の2第4項の規定に基づく准看護師再教育研修を修了した旨の登録		准看護師再教育研修修了登録手数料	5,600円		
				1の4 保健師助産師看護師法第15条の2第5項に規定する再教育研修修了登録証の書換交付		准看護師再教育研修修了登録証書換交付手数料	3,400円		
				1の5 保健師助産師看護師法第15条の2第5項に規定する再教育研修修了登録証の再交付		准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料	4,100円		
2 [略]	[略]					[略]			
3 保健師助産師看護師法第18条及び第28条の規定に基づく准看護師試験合格証明	准看護師試験合格証明書の交付手数料		3,000円						

<u>書の交付</u>			
<u>4</u> 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第6条第2項の規定に基づく准看護師免許証の <u>書換え交付</u>	<u>准看護師免許証の書換え交付手数料</u>	[略]	
<u>5</u> [略]	[略]		
<u>6</u> 保健師助産師看護師法施行令第10条の規定に基づく助産婦名簿の <u>謄本の交付</u>	<u>助産婦名簿謄本交付手数料</u>	4,300円	
<u>7</u> 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく保健婦免状の <u>書換え交付</u>	<u>保健婦免状書換え交付手数料</u>	[略]	
<u>8</u> 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の <u>書換え交付</u>	<u>看護婦免状又は看護人免状の書換え交付手数料</u>	[略]	
<u>9</u> [略]	[略]		
<u>10</u> [略]	[略]		

<u>3</u> 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第6条第2項の規定に基づく准看護師免許証の <u>書換え交付</u>	<u>准看護師免許証書換え交付手数料</u>	[略]	
<u>4</u> [略]	[略]		
<u>5</u> 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく保健婦免状の <u>書換え交付</u>	<u>保健婦免状書換え交付手数料</u>	[略]	
<u>6</u> 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の <u>書換え交付</u>	<u>看護婦免状又は看護人免状の書換え交付手数料</u>	[略]	
<u>7</u> [略]	[略]		
<u>8</u> [略]	[略]		

11 [略]	[略]
[略]	

9 保健師助産師看護 師法施行規則（昭和 26年厚生省令第34号 ）第30条第1項の規 定に基づく准看護師 試験合格証明書の交 付	准看護師試験合 格証明書交付手 数料	3,000円	
10 保健師助産師看護 師法施行規則附則第 5項及び第6項第1 号に規定する助産婦 名簿の謄本の交付	助産婦名簿謄本 交付手数料	4,300円	
11 [略]	[略]		
[略]			

別表第4（第2条関係）

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
5の2 <u>外国人観光旅 客の来訪地域の整備 等の促進による国際 観光の振興に関する 法律（平成9年法律 第91号）第26条第2 項の規定に基づく地 域限定通訳案内士試</u>	[略]		

別表第4（第2条関係）

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
5の2 <u>外国人観光旅 客の旅行の容易化等 の促進による国際観 光の振興に関する法 律（平成9年法律第 91号）第14条第2項 の規定に基づく地域 限定通訳案内士試験</u>	[略]		

験の実施	
5の3 <u>外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第36条第2項</u> において読み替えて準用する通訳案内士法第20条第1項の規定に基づく地域限定通訳案内士の登録の申請に対する審査	[略]
5の4 <u>外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第36条第2項</u> において準用する通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく登録証の訂正	[略]
5の5 <u>外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第36条第2項</u> において準用する通訳	[略]

の実施	
5の3 <u>外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第24条第2項</u> において読み替えて準用する通訳案内士法第20条第1項の規定に基づく地域限定通訳案内士の登録の申請に対する審査	[略]
5の4 <u>外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第24条第2項</u> において準用する通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく登録証の訂正	[略]
5の5 <u>外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第24条第2項</u> において準用する通訳案	[略]

案内士法第24条の規定に基づく登録証の再交付	内士法第24条の規定に基づく登録証の再交付
[略]	[略]
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。